

2025年4月等施行 雇用保険法等改正法について

今回の改正において、重要な事が多々ありますので、一部を列挙します。ご確認いただき、対応の準備をよろしくお願ひします。

①雇用保険の加入者適用拡大 (2028年10月1日より施行)

＜ 現 状 ＞

1週間の所定労働時間が「20時間以上」で、同一の事業主に継続して31日以上雇用される見込みがあること

＜ 2028年10月1日から ＞

1週間の所定労働時間が「10時間以上」で、同一の事業主に継続して31日以上雇用される見込みがあること

これまで短時間で勤務していたかなりの方が対象になってきます。施行は4年後ですが、雇用保険料の支払いが増えることが予想されますので、会社の方で対象者の確認や周知をよろしくお願ひします。

②自己都合退職者の給付制限期間の短縮等 (2025年4月1日より施行)

＜ 現 状 ＞

自己都合退職により退職した者が失業給付(基本手当)を受給する場合、待機期間(7日間)満了の翌日から原則**2カ月間の給付制限期間**が設けられている。

※ハローワークの受講指示を受けて公共職業訓練等を受講した場合には、当該給付制限が解除されます。

＜ 2025年4月1日から ＞

- ・給付制限期間が1カ月に短縮
- ・給付制限を解除する事由として、現状

のものに加えて、「退職前又は、退職後に教育訓練を受講した場合」でも給付制限が行われなくなります。

待機期間の短縮や、教育訓練の推進(教育訓練給付金の給付率引上げ)もあり、労働者の加入喪失が多くなることが予想されますので、定期的な名簿の確認をよろしくお願ひします。

③教育訓練休暇給付金の創設 (2025年10月1日より施行)

＜ 現 状 ＞

労働者が教育訓練に専念するために、自発的に休職などして仕事から離れる場合、その訓練期間中の生活費を支援する仕組みがありません。

＜ 2025年10月1日から ＞

労働者の主体的な能力開発(リ・スキリング)をより一層支援する観点から、離職者等を含め、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念できるように、**被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、基本手当(失業保険)に相当する額の給付として、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金**が支給されることとなります。

対象者：雇用保険被保険者

- 支給要件：(1)教育訓練のための休暇(無給)を取得する事
(2)被保険者期間が5年以上あること

給付内容：離職した場合に支給される基本手当の額と同じ

いほこそ平和かいちばん!

第65回 福岡県母親大会

日 時：11月4日(月曜日・祝日)

10:00~15:30

(10時~12時 分科会、13時~全体会)

全体会：春日クローバープラザ

記念講演・講師：鈴木宜弘さん

(東京大学農学部教授)

演 題：「世界で最初に飢えるのは日本？」

私たちの食と農を守るために

できること」

分科会：10:00~12:00

第1分科会

親子で遊ぼう

第2分科会

不登校の子によりそって

第3分科会

これからの介護はどうなる

第4分科会

認知症とは?かかわり方は

第5分科会

地震大国の日本、

原発と共存できるのか

第6分科会

性の多様性とジェンダーを考える

第7分科会

大軍拡NO! 9条を持つ国が戦闘機を売るのは?

第8分科会

うたごえは生きる力

第9特別分科会

映画上映「放射能を浴びたX年後Ⅲ」
サイレント・フォールアウト

※お弁当の用意は各自でお願ひします。

※資料代、バス代、お弁当補助(500円)は婦人部で負担します。

※バスは民商事務所前から出ます。

8:10出発なので早めにお越しく下さい。

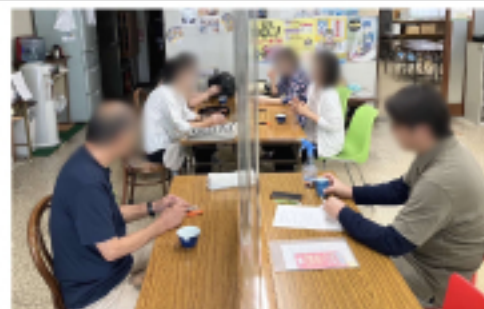
※参加される方は事前に民商までご連絡下さい。

助け合いの輪を 広げよう

八幡西民商共済会と婦人部は、10月21日に役員・事務局6人で共済・婦人デーを行いました。共済会、婦人部共同拡大期間ということで、2組に分かれて主に配偶者未加入の会員を7軒訪問。残念なことにみなさん留守で対話を行うことは出来ませんでした。ポストに共済会の案内を入れておいて、後日確認の電話をしようとして役員と話し合いました。

今月の拡大については、この拡大期間が始まると同時に配偶者未加入の会員へ

送付した手紙を見て、加入を検討していた方が、先日加入した



共済・婦人デーの様子

いと話があり加入になりました。

共済会は全国の民商の助け合い制度です。一人でも多くの方に賛同いただき、助け合いの輪を広げていけたらと思います。皆様ご協力よろしくお願ひします。

共済会担当 中園